

市民の皆さんと協働により進める
小樽のまちづくりの基本的なルール

小樽市自治基本条例 の考え方

平成 26 年 4 月

令和 6 年 1 0 月改定

小 樽 市

- 目 次 -

I 小樽市自治基本条例制定の意義

1 自治基本条例とは	1
2 自治基本条例が必要な理由	1
3 小樽市自治基本条例策定委員会による提言	1
4 自治基本条例制定による効果	2
5 条例の名称	2

II 小樽市自治基本条例の各規定の考え方

前文	3
第1章 総則	
第1条 目的	5
第2条 定義	6
第2章 まちづくりの基本原則	
第3条 情報の共有の原則	8
第4条 参加及び協働の原則	8
第3章 情報の共有	
第5条 情報の提供	9
第6条 情報の公開	9
第7条 個人情報の保護	10
第4章 参加及び協働	
第8条 市民参加の推進	11
第9条 協働によるまちづくりの推進	12
第10条 コミュニティ	12
第11条 住民投票	13
第5章 市民	
第12条 市民の権利	16
第13条 市民の責務	17
第14条 事業者の権利及び責務	17
第6章 議会及び議員	
第15条 議会の役割及び責務	18
第16条 議員の責務	19
第7章 市長及び職員	
第17条 市長の役割及び責務	20
第18条 職員の育成等	21

第 19 条 職員の責務	22
第 8 章 行政運営	
第 20 条 計画的な行政運営	24
第 21 条 財政運営	25
第 22 条 行政評価	26
第 23 条 組織運営	27
第 24 条 委員の公募	28
第 25 条 説明責任	28
第 26 条 法務	29
第 27 条 関与団体	30
第 28 条 行政手続	31
第 29 条 外部監査	31
第 30 条 公益通報制度	32
第 9 章 魅力あるまちづくり	
第 31 条 魅力あるまちづくり	33
第 10 章 安全で安心なまちづくり	
第 32 条 安全で安心なまちづくり	34
第 11 章 国、北海道、他の自治体等との連携及び協力	
第 33 条 国、北海道及び他の自治体との連携及び協力	35
第 34 条 関係機関との連携及び協力	35
第 12 章 条例の位置付け等	
第 35 条 条例の位置付け	36
第 36 条 条例の見直し	36

Ⅲ 小樽市自治基本条例

1 小樽市自治基本条例の構成	37
2 小樽市自治基本条例	38

【資料】

小樽市自治基本条例 制定までの経過	45
-------------------	----

I 小樽市自治基本条例制定の意義

1 自治基本条例とは

自治基本条例は、まちづくりの基本的な考え方や市政運営の基本的なルールを定めたものです。本市では、市民参加と協働による「豊かで活力ある地域社会の実現」を目的に、平成26年4月1日、小樽市自治基本条例を施行しました。この条例では、本市が目指す自治の姿やまちづくりを進める上での基本的な考え方として、情報の共有、まちづくりへの市民参加と協働を規定したほか、市民、議会、市それぞれの役割や責務などについて定めています。

2 自治基本条例が必要な理由

近年、国から地方へ様々な権限や財源などが移譲される地方分権の流れが加速し、地方が担う役割と責任はさらに大きくなっています。このような状況の中、地方公共団体は「自ら決定し、責任をもって実行する」という考え方を基本に、市民をパートナーとして、互いに知恵を出し合い、協力しながらまちづくりに取り組むべきであるという考え方が全国的に広まっています。

現在、本市では、人口減少や少子高齢化、財政問題など、多くの課題を抱えています。これらを解決していくには、市が主体的に取り組むことはもちろんですが、市民、議会、市が互いの役割や責任を理解し合い、協力してまちづくりに取り組むことが大切です。

そのため、市政運営の理念や原則、市民参加のルール、市民と行政の役割や責任を条例として具体化し、実効性をより確固たるものとすることは大きな意義があると考えられます。また、本条例を制定することによって、市の計画などを策定する際、さらなる市民参加が促進されるといったことにより、今まで以上に市民の意見をまちづくりに反映することが可能になると考えられます。

3 小樽市自治基本条例策定委員会による提言

自治基本条例は、まちづくりの基本的な考え方や市政運営の基本的なルールを定めたものであることから、時間をかけて多くの方の意見を聴きながらつくり上げるものです。

本市では、平成21年1月に職員による庁内研究会を立ち上げ、自治基本条例に関する全国的な状況や基本的事項について調査、検討し、市長へ報告を行いました。平成22年1月には、学識経験者や市内団体の代表者で組織する小樽市自治基本条例懇話会を設置し、そこでは条例に盛り込むべき内容の骨子などの検討がなされ、条例の必要性についての提言書が提出されました。

さらに同年8月には、自治基本条例懇話会のメンバーに学生などの市民委員

を加え、12人の委員で組織した小樽市自治基本条例策定委員会による検討が開始され、本市における自治基本条例にどのような項目を盛り込むべきかの議論が行われました。策定委員会では、2年以上をかけて条例案を練り、これを提言書としてまとめ、平成24年10月に市長へ提出しました。この間、全体会議が26回、部会が15回開催されるとともに、フォーラムやワークショップでの市民意見の反映も図られてきました。

本市においては、提出された提言書の内容を最大限尊重することを基本に庁内議論を行い、平成25年第3回定例会に条例案を提案し、同年第4回定例会で議決されました。

※条例制定までの経過については、45ページを御参照ください。

4 自治基本条例制定による効果

○市民、議会及び市による協働の推進

市民参加の仕組みについて明文化することにより、情報共有によるまちづくり意識の醸成が図られることや、審議会への市民参加などにより、市政への意見反映の機会が増えることなどが期待されます。市民、議会、市が協働の推進を念頭に置いてまちづくりを進めることによって、市民参加も進んでいきます。

○市職員の意識改革

本条例では、市民との協働によるまちづくりを推進していくために、職員に様々な努力規定を設けています。これにより、職員が、市民に対する説明責任や分かりやすい情報提供などを意識した行動を心掛けることによって、職員の能力向上や意識改革が図られます。

○基本的な市政運営の基本方針の継続

今後、市長や議会の構成が変わっても、本条例で市政運営の基本ルールを明文化することによって、継続的に協働のまちづくりに取り組む姿勢を確認することができます。

5 条例の名称

自治基本条例は、法律上の概念がなく、確立された定義もないため、その名称は自治体によって「自治基本条例」、「まちづくり基本条例」、「市民参加条例」、「まちづくり理念条例」など様々です。本市が考える条例は、市民、議会、市の三者が協力してまちづくりを進める上での自治の在り方や枠組みを規定したものであるため、「小樽市自治基本条例」という名称を用いています。

Ⅱ 小樽市自治基本条例の各規定の考え方

前文

私たちのまち小樽は、四季の豊かな自然と、海、山、坂の変化のある地形を有しています。また、市内には北海道開拓の玄関口として栄えた小樽港を中心に、小樽運河、旧国鉄手宮線及び北海道産業の近代化に貢献した多くの歴史的建造物があり、情緒あるまちなみを形成しています。

小樽では、北海道の開拓期から先人たちによってまちの礎が築かれてきました。さらに、小樽運河をめぐる議論やまちなみを保全する取組など、市民を中心としたまちづくり活動が行われ、小樽を変える大きな力となりました。

私たちは、こうしたまちづくりに対して努力された方々の、郷土に対する思いや誇りを大切に後世に伝えていかななくてはなりません。

そしてこれから、誰もが安心して心豊かに暮らせる小樽をつくるためには、将来の世代に対する責任と自覚の下、私たち一人一人が世代を超えて、知恵を出し、お互いに支え合い、小樽への郷土愛を持ってまちづくりに取り組むことが必要です。

ここに私たちは、豊かで活力ある地域社会の実現を目指すため、市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、小樽市自治基本条例を制定します。

【考え方】

前文では、小樽市自治基本条例を制定するに当たって、条例制定の背景、条例の基本理念や意義について示しています。

本市は、北海道西海岸のほぼ中央部に位置し、豊かな自然環境と天然の良港に恵まれたまちです。江戸後期から明治初期には、北前船などの海運の要所として、また、明治から昭和初期には、北海道経済の中心地として産業の発展に大きく寄与しました。近年、観光都市として全国的に有名になった背景には、こうした歴史の面影を色濃く残す小樽のまちなみがあり、現在の小樽のまちを形成しています。

小樽は、江戸後期以降、交易、金融、商業を中心に発展し、先人たちによってまちの礎が築かれ、まちづくりが行われてきました。

小樽のまちづくりに関する大きな出来事として、昭和40年代から50年代にかけて、小樽運河をめぐる議論がなされたことやまちなみを保全する気運も高まっていったことが挙げられます。このとき芽生えたまちづくりに対する意識が、後のまちづくり活動につながり、自らの手でまちをつくり上げていくという原動力になりました。

こうしたまちづくりの活動は、まさに市民が主役のまちづくりであり、運動に関わった人々の不断の努力によって行われたということを忘れてはなりません。そしてこれからも私たち市民一人一人が、小樽のまちに対する思いと誇りを持ち、まちづくりの主役としての自覚をしていくことが大切です。

小樽では現在、人口減少や少子高齢化などが問題となっています。こうした小樽の現状で、将来にわたって、子どもから高齢者に至るまで、あらゆる世代が安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するためには、小樽に暮らすあらゆる立場の人々が、それぞれの役割分担の下、お互いに理解し、支え合い、協力し、まちづくりに取り組み、行動する必要があります。

「豊かで活力ある地域社会の実現」のために、日本国憲法に規定する地方自治の本旨を踏まえた市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、この自治基本条例を制定するものです。

なお、本条例において「市民自治」とは、市民一人一人が自治の主役として市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加し、協働しながら、より良いまちづくりを推進することをいいます。

【関係法令】

◆日本国憲法

（地方自治の本旨の確保）

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

◆地方自治法

（目的）

第1条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

（地方公共団体の役割と国の役割等）

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

〈第2項は省略〉

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民、議会及び市（市長その他の執行機関をいいます。以下同じ。）が、互いの役割や責務を理解し合い、協働による小樽のまちづくりを進めるための基本となる事項を定め、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とします。

【考え方】

本条例の制定目的は、「豊かで活力ある地域社会の実現」を図ることです。精神面、物質面の両方の豊かさを心身ともに実感できてこそ、ここで暮らしていることへの充実感、満足感が生まれ、育まれるものです。「豊かで活力ある地域社会の実現」とは、そのような状況をつくりあげること、誰もがいきいきとした生活を送ることができる地域社会を構築することをいいます。

その実現に向け、まちづくりの担い手となる市民、議会、市の果たすべき役割や責務を互いに理解し合い、協働によるまちづくりの推進を図るために、基本的な事項を本条例で定めるものです。

なお、本条例において「市」とは、行政という立場で、その執行者である市長をはじめとした市の執行機関として定義しました。具体的には、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住所を有する者並びに市内において働く者、学ぶ者、事業活動を行う者（以下「事業者」といいます。）及び活動する団体をいいます。
- (2) 協働 市民、議会及び市が、それぞれの責務と役割を認識し、お互いを尊重しながら協力し行動することをいいます。
- (3) コミュニティ 地域を単位とする町内会、ボランティア団体その他の市民が心豊かに暮らすために主体的かつ自立的に活動する組織又は団体をいいます。
- (4) まちづくり 豊かで活力ある地域社会の実現のための公共的な活動をいいます。

【考え方】

(1) 「市民」

本市におけるまちづくりに関する取組は、市内に住所を有している人だけで行われているものではなく、市内にある事業所に通勤している人や学校に通学している学生、市内で事業を営む事業者、地域で活動している団体、NPO法人など、様々な人や団体によって行われています。

地方分権が進む中で、まちづくりへの市民参加と協働は、これまで以上に重要となっており、本条例では、より多くの知識や経験がまちづくりに反映されるよう、広い範囲で「市民」を定義し、①市内に住所を有する者、②市内において働く者、学ぶ者、③市内において事業活動を行う者、④市内において活動する団体、これらを市民と位置付けています。なお、ここで定義している「市民」は、すべて同じ権利を有することを意味するのではなく、法律上の権利に違いがあります。

「①市内に住所を有する者」とは

地方自治法第10条に定められた住民(市内に住所を有する者で法人や外国人を含む。)をいいます。

「②市内において働く者、学ぶ者」とは

市内の事業所へ通勤している方、市内の学校へ通学している方をいいます。市内に居住しているか否かは問いません。

「③市内において事業活動を行う者（「事業者」）」とは

市内で事業を営む株式会社などの法人のほか、学校法人や社会福祉法人などの公益法人をいいます。

「④市内において活動する団体」とは

市内で活動する、町内会、ボランティア団体、NPO法人などの各種団体をいいます。

(2)「協働」

市民、議会、市は、それぞれの立場での役割があることから、お互いを尊重しながら、まちづくりについての課題解決に向けて、互いに協力し、ともに行動していくことを「協働」として定義しました。

(3)「コミュニティ」

地縁に基づく団体である町内会や特定のテーマで結びついた団体など、市民が心豊かに暮らすために、主体的かつ自主的に活動する組織や団体を「コミュニティ」として定義しました。

(4)「まちづくり」

行政が建物や道路などの施設整備を行うことだけでなく、市民が、心豊かで活力あるまちにするための地域社会における公共的な活動を行うことも意味しています。これらの活動には、町内会やまちづくり団体などにより行われる地域活動やボランティア活動などが広く含まれます。

【関係法令】

◆地方自治法

(住民の意義・権利義務)

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

第2章 まちづくりの基本原則

(情報の共有の原則)

第3条 市民、議会及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、情報を共有することを基本とします。

【考え方】

協働によるまちづくりを進めるために、市民、議会、市は、まちづくりに関する情報を共有し、共通認識を持ってまちづくりを進めることが必要です。そのためには、まちづくりに関する情報を市民が知ることができる環境づくりが必要と考え、「情報の共有」を一つ目の基本原則としました。

なお、情報の共有を進めるため、第5条で「情報の提供」、第6条で「情報の公開」、第7条で「個人情報の保護」について規定しています。

(参加及び協働の原則)

第4条 まちづくりは、市民の参加に基づいて進めることを基本とします。
2 市民、議会及び市は、それぞれがその役割に基づいて、協働してまちづくりを進めることを基本とします。

【考え方】

「豊かで活力ある地域社会の実現」には、市民が主体となってまちづくりに参加し、市民の持つ多くの知識や経験が生かされることが欠かせません。そのため、「市民参加」を二つ目の基本原則としました。

なお、市民参加によるまちづくりを進めるため、第8条で「市民参加の推進」について規定しています。

地方分権が進む中で、地域のことは地域で考え、限られた資源でまちづくりを行い、「豊かで活力ある地域社会の実現」を図るためには、市民、議会、市が互いを理解し、認め合い、それぞれの役割に基づき、協力して、ともに行動することが必要と考え、「協働」を三つ目の基本原則としました。

なお、協働を進めるため、第9条で「協働によるまちづくりの推進」について規定しています。

第3章 情報の共有

(情報の提供)

第5条 市は、市民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する必要な情報が生じた際は速やかに、分かりやすく市民へ提供するように努めます。

【考え方】

市は、第3条の「情報の共有の原則」によるまちづくりを進めるため、まちづくりに関する必要な情報を必要なときに、必要な形で、分かりやすく提供し、市民と情報の共有を図ることが必要です。

市は、情報の内容や性格によって、広報誌やホームページ、回覧板など、情報の提供方法についても工夫を行うとともに、必要に応じて市民との意見交換を行う場の設定にも努めることとしています。

(情報の公開)

第6条 議会及び市は、その保有する情報に関して、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。

2 議会及び市は、その保有する情報を適切に管理します。

【考え方】

議会と市は、第3条の「情報の共有の原則」によるまちづくりを進めるため、市民が議会と市の保有する情報を知ることができるよう、環境を整備する必要があります。そのため、本市では、市民の知る権利を具体化した「小樽市情報公開条例」において、公文書の開示を請求する権利や情報公開の推進について明らかにしています。

議会と市は、情報公開請求に応じ、その保有する情報をいつでも公開できるようにするためには、公文書などの管理制度の整備が欠かせません。そのため、本市では、「小樽市文書事務取扱規程」等に基づき、公文書などを適切に管理しています。

【関係法令】

◆小樽市情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、公文書の開示を請求する権利を明らかにし、及び情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参加を一層推進し、及び市の諸活動を市民に説明する責

務が全うされるようにするとともに、市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

◆小樽市文書事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、事務の迅速かつ確実な処理を図るため、別に定めるもののほか、市長の補助機関（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条に規定する企業職員並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第1項の消防職員及び同法第19条第1項の消防団員を除く。以下同じ。）が処理する文書の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 議会及び市は、個人の権利利益の保護のため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別に条例で定めるところにより、個人情報の開示、訂正及び利用停止等について必要な措置を講ずるとともに、その保有する個人情報を適切に取り扱います。

【考え方】

議会と市は、第3条の「情報の共有の原則」によるまちづくりを進めるため、市民と情報の共有を図っていく必要がありますが、個人の権利と利益の保護のため、警察や検察といった捜査機関からの照会など他の法令に基づき求められた場合を除き、原則、本人以外には開示しないなど、その保有する個人情報を適切に取り扱う必要があります。そのため、個人情報の保護のほか、個人情報の開示、訂正、利用停止などの請求があった場合、議会と市は、必要な措置を講じることとしています。

第4章 参加及び協働

（市民参加の推進）

第8条 市は、市民が主体的かつ自主的にまちづくりに参加することができるよう市民参加のための仕組みの整備及び充実を図るよう努めます。

2 市は、まちづくりに関する政策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の意見が反映されるよう努めます。

3 市は、市民参加の仕組みを整備するに際し、参加する市民の年齢構成、男女比等について配慮します。

【考え方】

市民が持つ多くの知識や経験がまちづくりに生かされるよう、市は、市民参加の仕組みづくりに取り組む必要があります。市では、これまでも審議会などの委員の公募や実施事業の説明会の開催、パブリック・コメントの実施などにより、市民の意見を反映させるよう努めてきました。また、町内会やボランティア団体に対する情報提供や支援、まちづくりを支援する人々による寄附金を財源とした基金の創設など、様々な形で市民参加の機会の提供に取り組んでいますが、更なる市民参加の推進を図るため、より一層、制度の充実を図るよう努めることとしています。

市は、まちづくりに関する政策に市民の持つ多くの知識や経験が生かされるよう、その立案のみならず、実施、評価の各段階においても、市民の意見が適切に反映されるよう努めることとしています。

市民参加の仕組みの整備に当たっては、幅広い世代による知識や経験、男女それぞれの観点がまちづくりに生かされるようにすることのほか、特定の地域に影響があるまちづくりについて、その地域からの意見を反映させることも必要です。そのため、市は、審議会などの委員の公募に当たり、世代や性別、地域性を十分意識するとともに、実施事業の説明会などの開催の際は、開催時間などにも配慮することとしています。

また、今後、市民参加制度の充実を検討するほか、少子高齢化が進む中で、将来のまちづくりの担い手となる若年世代を育む視点からも参加の仕組みを考えていきます。

(協働によるまちづくりの推進)

第9条 市民、議会及び市は、この条例の目的を達成するため、互いの役割を認識し、支え合うことにより、協働によるまちづくりを推進します。

2 市は、協働によるまちづくりの実効性を高めるため、市民に対して、まちづくりに関する情報の提供、参加する機会の提供その他の必要な支援に努めます。

【考え方】

まちづくりをより効果的に進め、豊かで活力ある地域社会を実現するためには、市民、議会、市は、互いを理解し、認め合い、それぞれの役割に基づき、協力して、ともに行動する「協働によるまちづくり」を進めていく必要があります。

協働によるまちづくりの実効性を高めるためには、市民、議会、市のそれぞれの知識や経験が生かされ、それらを共有していく必要があります。そのため、市は、現在進めているまちづくりに関する情報や、市民の意見を反映させるための参加機会の提供のほか、町内会やまちづくり団体など各コミュニティへの支援や協力体制の整備などに努めることとしています。

(コミュニティ)

第10条 市民、議会及び市は、コミュニティがまちづくりにとって重要であることを認識し、守り育てるものとします。

2 市は、コミュニティの主体性及び自立性並びに地域特性を尊重しながら、各コミュニティの情報交換のための体制整備、活動拠点の確保その他の必要な支援を行うよう努めます。

【考え方】

町内会などの地域におけるコミュニティは、会員や担い手の減少、高齢化などの課題を抱えていますが、地域において人と人とのつながりが希薄になっている中、子どもや高齢者の安全、防災などの面で重要な役割を担っています。また、まちづくり団体やボランティア団体などのコミュニティは、清掃やリサイクル、自然保護など、それぞれのテーマに沿って活動することによって地域社会に貢献しています。

このようにコミュニティは、まちづくりにとって、重要で欠かすことのできない存在であることから、市民、議会、市は、その重要性を十分認識し、守り育てていく必要があります。

市は、コミュニティの主体性、自立性、地域特性を尊重しながら、町内会などとの定期的な意見交換を行うことや町内会館の整備に係る助成のほか、まちづくり団体に対する助成など、様々な支援を行うよう努めることとしています。

(住民投票)

第11条 市長は、市政に関する重要な事案について、直接、住民（市内に住所を有する者(法人を除きます。)をいいます。）の意思を確認するため、その事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定め、住民投票を実施することができます。

2 市は、住民投票の結果を尊重します。

【考え方】

地方自治制度では、直接選挙によって選ばれた首長と議員が住民の信託を受け行政運営を進める間接民主制を原則としていますが、本条例では、市政に関する重要な事案について、直接、住民の意思を確認する必要がある場合に、間接民主制を補完する制度として住民投票を位置付けています。

「市政に関する重要な事案」とは、市が行う事務のうち、住民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案のことで、実際に住民投票が行われた他自治体の例では、産業廃棄物施設の建設、都市計画事業の実施、原子力発電所の建設などがあります。あくまでも「市政」に関する事案ですので、市の権限に属さない事案（防衛や外交政策など国の権限で行うもの）は除かれ、法令の規定に基づき住民投票を行うことのできる事案など（議会の解散請求、首長・議員の解職請求など）もここでいう「市政に関する重要な事案」の対象とはなりません。

住民投票制度には、必要な事案が発生した際に議会の議決を得て住民投票を実施する「個別型」と、あらかじめ投票の対象となる事案や方法などを住民投票条例として定める「常設型」があります。「常設型」の住民投票は、その実施に際し、その都度、議会の議決を必要としないため、議会の権能を損なうこととなる可能性があります。これに対し「個別型」の住民投票は、個別の事案ごとに、住民投票に付すべき事案についてのほか、投票期日や投票場所などの投票方法、住所や年齢の要件、外国人の取扱いなどの投票資格、成立要件などについて、議会での審議を経た後に実施されるため、議会の意志が尊重されることから、本条例では、「個別型」として住民投票を位置付けました。

住民投票の実施に当たっては、住民へ住民投票の仕組みや目的などについて情報提供を行い、十分に理解された上で慎重に行う必要があります。

なお、本条例において「住民」とは、第2条で定義した「市民」との違いを明確にするため、「住民（市内に住所を有する者（法人を除きます。）」と表現しました。これは、住民投票の実施要件が「市政に関する重要な事案」であることから、住民投票を行うことができる者を「市内に住所を有する者」に限定したものです。なお、投票資格については、個別の事案ごとに、その内容に応じ、別に定める条例で規定することとなります。

憲法上、地方自治制度においては、議員と首長を住民の代表とする間接民主制が採用されています。条例に基づく住民投票の結果に拘束力を持たせることは、法令に規定された議会や市長の権限を制限することになると考えられることから、本条例では、住民投票の結果については尊重するとしています。

【参 考】

《「住民投票」とは》

地方公共団体における直接民主主義的制度の一つで、地方公共団体の住民が、特定の事案について投票により直接意思表示を行う制度をいいます。法令で定める住民投票の種類としては下記のものがありますが、本条例で規定した住民投票は、下記の住民投票条例の発案の区分に示したもののうち、首長による議案の提出（地方自治法第149条）により制定される条例に基づくものとなります。

なお、地方自治法第74条では住民による条例の制定請求が認められており、その規定に基づき、普通地方公共団体の議会の議員及び首長の選挙権を有する者は、その総数の1/50以上の者の連署をもって、首長に対して条例（住民投票条例）の制定を求めることができます。

- 法令で定める住民投票の種類 -

■地方自治特別法の制定（憲法第95条）

地方自治特別法の制定に際し、その地方公共団体の住民による投票を実施し、過半数の同意を得なければ制定できない。

■議会の解散請求（地方自治法第13条第1項、第76～79条）

議員及び首長の選挙権を有する者（以下単に「選挙権を有する者」という。）は、一定数（本市の場合は、その総数の3分の1）以上の連署をもって、議会の解散を請求することができ、この請求があった場合、選挙人の投票（＝住民投票）に付され、この投票において過半数の同意があったときは、議会は解散する。

■議員・長の解職請求（地方自治法第13条第2項、第80～85条）

選挙権を有する者は、一定数（本市の場合は、その総数の3分の1）以上の連署をもって、議員又は首長の解職を請求することができ、この請求があった場合、選挙人の投票（＝住民投票）に付され、この投票において過半数の同意があったときは、議員又は

首長は失職する。

■合併協議会の設置（市町村の合併の特例に関する法律）

- 住民投票条例の発案の区分 -

① 首長による議案の提出（地方自治法第 149 条第 1 号）

普通地方公共団体の長は、概ね左（次）に掲げる事務を担当する。

(1) 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

② 議員による議案の提出（地方自治法第 112 条第 1 項及び第 2 項）

普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

② 住民による条例の制定請求（地方自治法第 74 条第 1 項）

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

第5章 市民

(市民の権利)

第12条 市民は、一人一人の自由意志に基づいて、まちづくりに参加することができます。

2 市民は、議会及び市が保有する情報について、知る権利を有します。

【考え方】

まちづくりは、市民がより良い環境で心豊かに生活できるよう進めるものです。本条例では、第4条第1項でまちづくりへの市民参加を基本原則としていますが、市民参加は、市政へ参加することだけではなく、市民の手による町内会活動、ボランティア活動、イベントへの参加やまちづくり活動への寄附なども含まれます。このようなまちづくりの参加に対し、市民は、自由意志に基づき、その主体として参加できる権利があります。

市民参加と協働のまちづくりを進めるためには、第3条にもあるように、市民、議会、市がまちづくりに関する情報や本市の状況などについて共通認識を持つことが必要です。そのため、市民は、議会、市が保有するまちづくりに関する情報などについて「知る権利」を有するとしています。

【関係法令】

◆小樽市情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、公文書の開示を請求する権利を明らかにし、及び情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参加を一層推進し、及び市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

(公文書の開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する公文書の開示を請求することができる。

（市民の責務）

第 13 条 市民は、まちづくりについて関心を持ち、それぞれの可能な範囲において、まちづくりに参加するよう努めます。

2 市民は、まちづくりへの参加に際して、自らの発言及び行動に責任を持ち、互いに協力するよう努めます。

【考え方】

市が行うもののほか、町内会活動、ボランティア活動、イベントの開催など、市民の手による様々なまちづくりは、市民がより良い環境で心豊かに生活できるようにするためのものです。このようなまちづくりを決して他人ごとではなく、自身のためと考え、参加することが大切です。

まちづくりへの参加は、本市においてどのような問題があり、どのような人たちが、どのような目的を持ってまちづくりを行っているかについて関心を持つことが、その第一歩です。そして、一人一人の実情に応じ、可能な範囲においてまちづくりに参加するよう努めるとしています。まちづくりへの参加は、決して強制的なものではないことから、参加しない場合であっても不利益を受けるものではありません。

まちづくりには、いろいろな人たちが、様々な考えで参加します。そうした人たちとまちづくりを進めるためには、市民は、自分の発言や行動に責任を持ち、お互いに認め合い、協力していくことが大切です。

（事業者の権利及び責務）

第 14 条 事業者は、前 2 条に規定する権利及び責務を有するとともに、自らも地域の一員として、地域社会との調和を図り、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めます。

【考え方】

事業者は、市民として定義されており、第 12 条の「市民の権利」を有し、前条の「市民の責務」を負うこととなりますが、さらに地域の一員として、環境へ配慮するなど、地域と調和した活動を行う社会的な役割を果たすとともに、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めることとしています。

第6章 議会及び議員

（議会の役割及び責務）

第15条 議会は、市政の意思決定機関として、法令に定める権限を行使するほか、市政の適正な運営について監視及びけん制を行います。

2 議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、開かれた議会運営に努めます。

【考え方】

議会は、地方自治を担う二元代表制の一翼として、直接選挙により選ばれた議員によって構成されています。その役割は、地方自治法で規定されているように、条例の制定や改廃、予算、決算の議決など、市政の重要案件の意思決定機関として審議し、議決することです。そして、市と緊張関係を維持し、市政運営が適正に行われているかを監視し、けん制する役割を担っています。

議会は、市民に対する活動報告や議会報などにより市議会の様々な活動状況を発信しているほか、本会議、常任委員会、特別委員会など会議の公開を行っています。引き続き情報を提供し、市政や市議会について分かりやすく説明することによって、市民と情報を共有し、透明性の高い、市民に開かれた議会運営に努めることとしています。

【関係法令】

◆地方自治法

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (7) 不動産を信託すること。
- (8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- (9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

- (11) 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- (13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- (14) 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- (15) その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

〈第2項は省略〉

（検閲・検査及び監査の請求）

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

- 2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

（議員の責務）

第16条 議員は、誠実に職務を遂行するとともに、小樽市の状況と地域の課題について市民とその認識を共有し、積極的に市民の様々な意向を把握することにより、これを議会での議論に反映させるよう努めます。

- 2 議員は、議会での議論及び政策立案活動の充実を図るため、調査研究に努めます。

【考え方】

市政の重要案件は、直接選挙により選ばれた議員によって構成される議会で審議されます。議員は、住民の代表としてその信託に応え、誠実に職務を遂行することが必要です。また、市民の声を市政に反映させるため、積極的に市民と対話し、地域が抱える課題や市民の意見を把握し、共有することによって、議会での議論に生かすように努めることとしています。

議員は、議会において地方自治法や条例に規定される議決事項を審議するとともに、議会での議論の充実と政策の立案能力の向上を図るため、日頃から調査や研究に努めることとしています。

第7章 市長及び職員

（市長の役割及び責務）

- 第17条 市長は、選挙によって選ばれた小樽市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。
- 2 市長は、小樽市の状況や課題について、市民とその認識を共有し、指導力を発揮して、まちづくりに取り組みます。
- 3 市長は、市民の代表として、小樽及び後志地域の魅力を認識し、国内外に発信します。

【考え方】

市長は、直接選挙によって選ばれた小樽市の代表として住民から信託された役割を果たすため、法令を遵守し、地方自治法に定められた権限を行使し、公正かつ誠実に市政を執行していかなければなりません。

市長は、本条例の目的である豊かで活力ある地域社会の実現のために、本市の現状や課題などについて積極的に市民と対話するほか、市民から寄せられた情報や各種団体との情報交換により、その認識を共有するとともに、指導力を持ってまちづくりに取り組むこととしています。

人口減少や少子高齢化が進む中、後志地域との連携により、地域の共通の課題解決に向けて取り組んでいくことは重要です。これまでも、道路整備や観光をはじめとする地域活性化などについては、連携して国への要望などを行ってきました。特に、北しりべし5町村とは、ごみの共同処理のための焼却施設の設置や、定住自立圏の取組の中で、医療や福祉、交通のほか、産業振興の面での連携と協力により、圏域全体の活性化を進めています。

これら後志地域との連携を図る中で、市長は、自らも市民として、本市はもちろん、後志地域についての魅力を認識し、小樽の代表として、観光や地域の特性などの情報を国内外へ積極的に発信していくことが、小樽を含めた後志全域の活性化につながるものと考えます。

【関係法令】

◆地方自治法

（地方公共団体の統轄及び代表）

第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

（事務の管理及び執行）

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

（担任意務）

第 149 条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- (1) 議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- (2) 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- (3) 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- (4) 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- (5) 会計を監督すること。
- (6) 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 〈(7)以降は省略〉

(職員の育成等)

第 18 条 市長その他の任命権者は、まちづくりの推進及び効果的かつ効率的な行政運営のため、人材の育成並びに職員の能力の評価及び適切な配置に努めます。

【考え方】

協働のまちづくりの推進と効果的で効率的な行政運営を進めるためには、市長その他の任命権者は、多様化する市民ニーズに対応できるよう、職員の資質を向上させるとともに、福祉や税などの特定の分野において専門性の高い職員を育成することは重要です。また、職員の能力を適切に評価するとともに、適材適所の人事配置を行うことも欠かせません。

なお、「市長その他の任命権者」とは、市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、代表監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、公営企業管理者、病院事業管理者をいいます。

【関係法令】

◆地方公務員法

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

（職員の責務）

第19条 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得、技術の向上等の自己研さんに努めます。

3 職員は、自らも市民としての自覚を持ち、幅広い視野で積極的にまちづくりに参加するよう努めます。

4 職員は、市政に関する事実で、法令に違反し、市政に対する市民の信頼を損なう行為により、公共の利益に反する事実を確認した場合は、別に条例で定めるところにより、その事実を通報します。

【考え方】

職員の服務は、憲法や地方公務員法により規定されているとおり、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することであり、市長その他の任命権者の下で行政運営に関する職務を遂行することです。職員は、公務員であることを常に自覚し、法令等を遵守し、公正な立場で誠実に職務を遂行しなければなりません。

職員は、最小の経費で最大の効果を挙げるよう、必要とされる知識の習得、技術などの向上に努め、自己研さんに努めることとしています。

職員は、職員としての責務を負うと同時に市民でもあることから、市民としての責務も果たしていく必要があります。そのため、職員は、職務で培った知識や経験、技術を生かし、コミュニティと市との橋渡し役として、積極的に市民としてもまちづくりに参加するよう努めることとしています。

市では、職員の公平かつ公正な職務の遂行を確保し、市民に信頼される市政の確立を目的に、「小樽市職員倫理条例」を制定し、チェック機能の充実を図っています。そのため、職員は、市政に関する事実で、法令に違反し、市民に対する信頼を損なう行為により公共の利益に反する事実を確認した場合は、その事実を第三者からなるコンプライアンス委員会へ通報します。

【関係法令】

◆日本国憲法

（公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障）

第15条 〈第1項は省略〉

2 すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

〈第3項及び第4項は省略〉

◆地方公務員法

(服務の根本基準)

第 30 条 すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

◆小樽市職員倫理条例

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〈(1)～(7)は省略〉

(8) 公益通報 公益を守るために、職員等が知り得た市政運営に関する違法行為又は違法のおそれのある行為等について通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。

(通報対象)

第 15 条 公益通報は、市の事務事業若しくは市から事務事業を受託し、若しくは請け負った事業者における当該事務事業に関する事実、市施設の指定管理者における当該施設の管理運営に関する事実又は職員に関する事実で、次のいずれかに該当するものを対象とする。

(1) 法令に違反する事実

(2) 人の生命、身体、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与える事実

(3) 前 2 号に該当するおそれのある事実

第8章 行政運営

（計画的な行政運営）

第20条 市は、最少の資源で最大の効果を発揮するなどの経営の視点を取り入れ、計画的な行政運営に努めます。

2 市は、将来的な展望に立って、市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画（以下「総合的な計画」といいます。）を策定します。

3 市は、総合的な計画の策定に際し、市民へ積極的に情報提供を行うとともに、市民の意見を反映するよう努めます。

4 市は、市政に関する計画及び施策を定める場合は、総合的な計画との整合性を図ります。

5 市は、総合的な計画の実施状況について、進行管理を行い、市民へ情報提供を行うとともに、社会状況に大きな変化があった場合は、必要に応じて総合的な計画の見直しについて検討します。

【考え方】

人口減少や少子高齢化が進む中で、限られた財源と職員で複雑多様化する課題に対応し、持続可能なまちづくりを行うため、最少の資源で最大の効果を発揮するなどの経営の視点を取り入れ、計画的な行政運営に努めることとしています。

地方自治法の一部改正（平成23年法律第35条）により、地方自治体の基本構想の策定義務は廃止されました。しかし、長期的な視点に立った市政運営を進めるには、その方向を示していく必要があるため、「総合的な計画」の策定をすることとしています。

「総合的な計画」は、目指すべきまちの姿を実現するための基本的な方向を示すものであることから、市民の関わりも非常に重要になります。計画の策定に当たっては、市民へ積極的に情報を提供するほか、審議会委員の公募や各種懇談会の開催、意向調査の実施などの様々な手法を用いて、市民の意見を反映するよう努めることとしています。

市は、市政に関する個別計画や施策を定める場合には、「総合的な計画」と食い違いや矛盾が生じないように、整合性を図ります。なお、「個別計画」とは、「総合的な計画」の政策や施策を達成するため、それぞれの分野における具体的な取組内容を盛り込んだ計画（方針や指針などを含む。）をいいます。

「総合的な計画」の実施状況については、進行管理を行い、市民に情報提供していくことが求められます。また、社会状況に大きな変化があった場合は、必要に応じて総合的な計画の見直しについて検討することとしています。

(財政運営)

第21条 市は、健全な財政運営を図るため、総合的な計画を踏まえながら中長期的な展望に立った予算編成に努めます。

2 市は、所管する公有財産について把握し、適正に管理するとともに、効果的な活用に努めます。

3 市は、財政の状況、予算及び決算の内容並びに公有財産の状況について、市民に分かりやすく情報を公表します。

【考え方】

市は、持続可能な自治体経営を行っていくため、財政の状況を的確に把握し、財源の確保と有効な活用に努め、健全な財政運営を図ることが重要です。そのため、前条に規定する「総合的な計画」を踏まえ、中長期的な展望に立った予算編成に努めることとしています。

市は、土地や建物、有価証券、物品、基金などの様々な公有財産を保有しています。これらの公有財産を市民共有の財産として捉え、財産内訳書（財産台帳）の整備などによる適正な把握と管理を行うほか、将来にわたり効果的な活用に努めることとしています。

市は、行政としての説明責任を果たすため、財政の状況や各年度の予算や決算の内容、公有財産の状況について、広報誌やホームページなどにより市民に分かりやすく公表し、透明性の高い財政運営を行うこととしています。

【関係法令】

◆地方財政法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、地方公共団体の財政（以下地方財政という。）の運営、国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、もつて地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的とする。

(予算の編成)

第3条 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に応じその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

◆小樽市財産条例

(趣旨)

第1条 市有財産の取得、管理及び処分については、法令又は他に特別の定めがあるもの

を除くほか、この条例の定めるところによる。

◆地方自治法

(財政状況の公表等)

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

〈第2項及び第3項は省略〉

◆小樽市財政事項説明書に関する条例

第1条 地方自治法第243条の3第1項の規定による財政事項などを説明する文書の作成及び公表については、この条例の定めるところによる。

第2条 説明書の公表は、毎年4月、5月、10月及び11月にこれを行うものとする。

2 前項の公表は、広報おたるに掲載して行うものとする。

〈第3項は省略〉

(行政評価)

第22条 市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、行政評価に関する制度を整備し、実施するよう努めます。

2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、その結果及び市民の意見を踏まえ必要な施策の見直しに努めます。

【考え方】

行政評価の導入の背景には、人口減少や少子高齢化などにより歳入の増加が見込めない一方で、市民ニーズは一層多様化しており、限られた行財政資源を効果的に配分し、効率的な行政運営を目指していくことが求められていることが挙げられます。

このことから、市は、行政評価の導入により、市民サービスの向上と職員の業務についての目的、成果、コストに対する意識の醸成を図るとともに、行政活動の内容や効果を把握する中で、必要な点検と見直しを行い、継続して業務の改善や改革を図ることにより、持続可能な自治体経営につなげるよう努めることとしています。

市は、行政評価の結果について、広報誌やホームページなどにより、市民に対し分かりやすく公表し、その結果や市民の意見を踏まえて、必要な施策の見直しに努めることとしています。

(組織運営)

第23条 市は、市民ニーズや社会の変化に柔軟に対応するため、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的な組織の編成に努めます。

2 市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、組織内の横断的な連携を積極的に進めます。

【考え方】

市の組織は、市民にとって責任と権限の所在が分かりやすく、かつ、効率的で機能的な体制であることが求められます。また、近年の社会経済情勢の急速な変化や多様化する市民ニーズに対応できる行政運営が必要です。

このようなことから、市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、その時々
の情勢に応じた柔軟な組織編成に努めるほか、各部署にまたがる課題の解決に
向けては、組織内の横断的な連携を積極的に進めていきます。

【関係法令】

◆地方自治法

（内部組織の編成）

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

◆小樽市事務分掌条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の分掌について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の公募)

第24条 市は、審議会等を設置する場合は、公募による委員を加えるよう努めます。

【考え方】

市は、計画や施策の立案などに当たり、法律や条例等に基づき、第三者による審議会などを設置する場合があります。その際、市民意見を反映し、市政への関心を高めるため、公募による市民委員（以下「公募委員」といいます。）を加えるよう努めるとともに、第8条「市民参加の推進」第3項の趣旨を踏まえ、公募委員の年齢構成、男女比などにも配慮します。

【関係法令】

◆地方自治法

(委員会・委員の設置)

第138条の4 〈第1項及び第2項は省略〉

- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。

(説明責任)

第25条 市は、実施する施策について、市民へ十分に情報を提供し、分かりやすく説明します。

- 2 市は、市民からの意見、提案、要望、苦情等について、十分に調査及び検討を行い、誠実に対応します。

【考え方】

市は、市民と協働のまちづくりを進めるため、市民に対し、実施する施策の内容などについて、必要な情報を分かりやすい説明により提供します。

市民からの施策に対する意見や提案、要望などがあつた場合には、その趣旨を十分に調査、検討し、施策へ反映させることや、検討の結果、施策への反映が難しい場合には、その理由やその後の対応などについて、意見などを述べた市民に対し、誠実に説明することが重要です。

市に対する苦情については、その内容を十分に調査し、その苦情の背景と原因を考慮し、その解決に向け真摯に検討を行い、誠実かつ速やかに対応することとしています。

(法務)

第26条 市は、必要に応じて、条例、規則等の制定又は改廃を適切に行うとともに、法令等の適正な解釈及び運用を行います。

【考え方】

市は、その時々々の市民ニーズや市が抱える課題を的確に捉え、これを政策に反映すべく主体的に企画立案し、着実に実施していく責務を担っています。その政策の実現に向けては、適宜条例等を適切に制定改廃することが必要であり、関係する法令や条例等を正しい解釈の下、運用していきます。

【関係法令】

◆地方自治法

(地方公共団体の法人格及び事務)

第2条 〈第1項は省略〉

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

〈第3項～第10項は省略〉

11 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

12 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

13 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

〈第14項～第17項は省略〉

(条例)

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

〈第3項は省略〉

(関与団体)

第27条 市は、出資、補助、職員の派遣等の支援を行う団体及び指定管理者に対して、これらの者が行う市と関連する業務の目的が達成されるよう、必要な意見を述べ、及び助言することができるものとします。

【考え方】

市では、限られた財源の中で、地域振興の推進や市民サービスの向上を図るため、法人などに対する出資や補助金の交付、職員の派遣等の支援を行う場合や、地方公共団体に代わり、公の施設（市民会館や市民センターなどの公共施設）の管理、運営を行う指定管理者の指定を行う場合があります。本来の事業目的が達成されるために、市は、これらの者に対し必要な意見を述べ、助言することができます。

【関係法令】

◆地方自治法

（予算執行に関する長の調査権等）

第221条 〈第1項は省略〉

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

〈第3項は省略〉

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 〈第1項～第9項は省略〉

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

〈第11項は省略〉

(行政手続)

第 28 条 市は、市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を別に条例で定めます。

【考え方】

市には、法令の定めにより様々な権限が与えられており、その中には市民の権利と利益に関わるものも多くあります。このような権限が乱用されることなく、適切に行使されるために、市が行う処分や行政指導、届出に関する手続について、「小樽市行政手続条例」において共通する事項を定めることにより、市民の権利や利益を保護し、公正で透明性の高い行政運営を行っています。

【関係法令】

◆小樽市行政手続条例

(目的)

第 1 条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。 〈第 2 項は省略〉

(外部監査)

第 29 条 市は、適正で、効果的かつ効率的な行政運営を確保するため、監査委員による監査のほか、必要に応じて、外部監査を実施するものとします。

【考え方】

監査委員は、市長など他の執行機関から独立した立場で、市や補助団体などの関係機関が財務に関する事務などを法令等に準拠して適正に行っているかの監査を行うとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、組織や運営の合理化に資するため、意見を述べることができます。

監査には、監査委員によるもののほか、地方自治法に規定する、包括外部監査契約や個別外部監査契約からなる外部監査契約によるものがあり、市は、必要に応じてこれを実施するものです。なお、実施には条例の制定が必要です。

【関係法令】

◆地方自治法

(外部監査契約)

第 252 条の 27 この法律において「外部監査契約」とは、包括外部監査契約及び個別外部監査契約をいう。 〈第 2 項及び第 3 項は省略〉

(公益通報制度)

第30条 市は、別に条例で定めるところにより、職員からの公益通報及び市民からの公益目的通報による市政に関する違法行為又は違法のおそれのある行為等に対し厳正に対処すべき体制を整えるとともに、当該通報者が不利益を受けないよう必要な措置を講ずるものとします。

【考え方】

職員は、全体の奉仕者として市民の信頼に応えるためにも、他の職員が公務員として法令に違反し、市政に対する市民の信頼を損なう行為を行ったことを確認した場合には、第19条「職員の責務」第4項に規定したとおり、「公益通報」をする責務があります。本市では、「小樽市職員倫理条例」に基づき、第三者からなるコンプライアンス委員会などを設置し、通報された市政運営上の違法行為などに対し厳正に対処する体制を整えるとともに、通報者がそのことを理由として人事上の不利益な扱いなどを受けないよう、必要な措置を講ずるものとしています。

また、市民からの通報である「公益目的通報」についても、同様に体制を整えています。

【関係法令】

◆小樽市職員倫理条例

(コンプライアンス委員会の設置)

第8条 法令遵守体制の確立を図り、公正な職務の遂行を確保するため、小樽市コンプライアンス委員会を設置する。

〈第2項～第8項は省略〉

(通報者等の保護)

第21条 市長等は、通報者及び公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者に対し、公益通報をしたこと又は通報対象事実に係る調査に協力したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第9章 魅力あるまちづくり

第31条 市民、議会及び市は、小樽が将来にわたってにぎわいがあり、風格ある観光都市としてあり続けるよう努めます。

2 市は、豊かな自然環境、歴史的景観等の小樽の特性を生かし、市民にも、訪れる人にも、魅力あるまちづくり施策の推進に努めます。

3 市民は、小樽の自然、歴史、文化等への理解を深めるとともに、訪れる人々を温かく迎えるよう努めます。

【考え方】

本市は、豊かな自然環境と、明治、大正、昭和にかけて繁栄した歴史あるまちなみを背景に、多くの観光客が訪れる、国内有数の観光都市となっています。市民、議会、市は、小樽が将来にわたってにぎわいのあるまちであり続けるために、歴史的な趣など風格を備えた観光都市として、多くの人々を魅了し続けるよう努めることとしています。

本市は、日本海に面する長い海岸線や市街地を囲むように広がる山や丘陵地などの豊かな自然環境、そして、明治後期から昭和初期における北海道経済の中心地であった頃の貴重な遺産や、小樽運河などの歴史的景観を有しています。市は、その強みを生かし、観光客だけではなく、市民自身が魅力的と感ずることができるまちづくり施策の推進に努めることとしています。

本市の魅力を市民自身が実感できてこそ、将来にわたって風格ある観光都市としてあり続けていくことができます。そのため、市民は、本市の様々な魅力を再認識し、観光客など本市を訪れる人々たちにも、その魅力を伝えていくなど、おもてなしの心（ホスピタリティ）を持って迎えるよう努めることとしています。

第10章 安全で安心なまちづくり

- 第32条** 市は、市民が、それぞれの地域において安全で安心な生活が営めるよう、防犯活動、交通安全運動その他の安全で安心なまちをつくる取組（以下「安全で安心なまちづくり」といいます。）を推進するとともに、自然災害その他の不測の事態に備え、危機管理体制の整備を行います。
- 2 市は、前項の規定に関して、地域住民、関係機関等と連携し、協力するとともに、市民意識の向上に努め、必要な情報提供を行います。
- 3 市民は、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるとともに、日常的に災害に備える意識を高め、自ら防災対策を講ずるほか、互いに協力して地域の防災対策を進めるよう努めます。

【考え方】

市は、市民がそれぞれの地域で安全で安心な暮らしを営むことができるように、防犯や交通安全などの運動を推進するとともに、地震や津波、台風などの自然災害、原子力災害やテロ行為など不測の事態に対して、小樽市地域防災計画や小樽市国民保護計画に基づく危機管理体制の整備を行います。

市は、第1項の規定に関し、国や北海道をはじめ、関係機関や地域住民などと連携や協力をしながら、安全で安心なまちづくりを推進し、危機管理体制の整備を行うとともに、啓蒙活動などを通じ、市民意識の向上を図り、必要なときに必要な情報の提供を行います。

市民も、町内会での防犯、防火の活動に参加するなど、安全で安心なまちづくりに取り組んでいくことが必要です。また、災害が発生した際には、自助、共助の取組が減災へとつながることから、市民自らが町内会で実施する避難訓練に参加するなど、常日頃から災害に備える意識を高め、互いに協力して地域の防災対策を進めるよう努めることとしています。

【関係法令】

◆小樽市安全で安心なまちをつくる条例

（目的）

第1条 この条例は、安全で安心なまちをつくる取組に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例、北海道交通安全基本条例その他の関係法令と相まって、安全で安心なまちをつくる取組に関する施策の推進を図り、もって市民及び観光客その他小樽を来訪する者の安全を確保し、これらの者が安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

第 1 1 章 国、北海道、他の自治体等との連携及び協力

(国、北海道及び他の自治体との連携及び協力)

第 3 3 条 市は、まちづくりの課題解決のため、必要に応じて、国、北海道及び他の自治体と連携及び協力を図ります。

【考え方】

例えば、大規模災害に見舞われた場合や、交通、観光など広域的な課題を解決する場合には、市だけで対応することは困難です。

そのため、市は、日頃から国、北海道、他の自治体と情報交換に努めるなど、連携と協力を図り、課題の解決に向けて取り組みます。

(関係機関との連携及び協力)

第 3 4 条 市は、政策の立案、課題の解決及び特色あるまちづくりのため、必要に応じて、関係機関と連携及び協力を図り、その情報、知識等をまちづくりに生かすよう努めます。

【考え方】

市は、政策の立案や課題の解決、特色ある地域づくりのために、市内にある教育機関や経済団体、NPO 法人などとの連携や協力を進め、知見を活用するとともに、これらの団体との懇談会などを通じ、情報や知識、意見などを積極的に取り入れ、まちづくりに生かすよう努めることとしています。

第 1 2 章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

第 3 5 条 市は、まちづくりの推進のため、条例、規則等の制定又は改廃並びにまちづくりに関する計画の策定及び施策の実施に際して、この条例を最大限尊重し、この条例との整合性を図ります。

【考え方】

自治基本条例も条例であることには変わりがなく、形式的には他の条例と並列の関係にあるものですが、本条例は、本市のまちづくりの基本となるものであることから、市は、条例の制定や改廃、まちづくりに関する計画の策定などに当たっては、本条例の趣旨を最大限尊重し、整合性を図ります。

(条例の見直し)

第 3 6 条 市は、この条例の施行の日から、5 年を超えない期間ごとに、この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討します。

2 市は、前項の規定による検討により、必要に応じて、この条例を見直します。

【考え方】

市は、本条例の実効性を確保するための進行管理を行うとともに、5 年を超えない期間ごとに、本条例が本市のまちづくりに適しているかどうかについての検討を行います。

この検討により、新たに生じた課題や不足する事項が明らかとなった場合には、本条例をより充実させ、その時代の実情に即したものとするため、市民の意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしています。

Ⅲ 小樽市自治基本条例

1 小樽市自治基本条例の構成

前 文

第1章 総 則

目的（第1条）

「この条例は、市民、議会及び市（市長その他の執行機関をいいます。以下同じ。）が、互いの役割や責務を理解し合い、協働による小樽のまちづくりを進めるための基本となる事項を定め、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とします。」（条例本文）

定義（第2条）

「市民」「協働」「コミュニティ」「まちづくり」について定義。

第2章 まちづくりの基本原則

情報の共有の原則（第3条）

「市民、議会及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、情報を共有することを基本とします。」（条例本文）

参加及び協働の原則（第4条）

「まちづくりは、市民の参加に基づいて進めることを基本とします。市民、議会及び市は、それぞれの役割に基づいて、協働してまちづくりを進めることを基本とします。」（条例本文）

第3章 情報の共有

情報の提供（第5条）

情報の公開（第6条）

個人情報の保護（第7条）

第4章 参加及び協働

市民参加の推進（第8条）

協働によるまちづくりの推進（第9条）

コミュニティ（第10条）

住民投票（第11条）

第5章 市民

市民の権利（第12条）

市民の責務（第13条）

事業者の権利及び責務（第14条）

第6章 議会及び議員

議会の役割及び責務（第15条）

議員の責務（第16条）

第7章 市長及び職員

市長の役割及び責務（第17条）

職員の育成等（第18条）

職員の責務（第19条）

第8章 行政運営

計画的な行政運営（第20条） 財政運営（第21条） 行政評価（第22条） 組織運営（第23条）

委員の公募（第24条） 説明責任（第25条） 法務（第26条） 関与団体（第27条）

行政手続（第28条） 外部監査（第29条） 公益通報制度（第30条）

第9章 魅力あるまちづくり（第31条）

第10章 安全で安心なまちづくり（第32条）

第11章 国、北海道、他の自治体等との連携及び協力

国、北海道及び他の自治体との連携及び協力（第33条）

関係機関との連携及び協力（第34条）

第12章 条例の位置付け等

条例の位置付け（第35条）

条例の見直し（第36条）

2 小樽市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 まちづくりの基本原則（第3条・第4条）

第3章 情報の共有（第5条―第7条）

第4章 参加及び協働（第8条―第11条）

第5章 市民（第12条―第14条）

第6章 議会及び議員（第15条・第16条）

第7章 市長及び職員（第17条―第19条）

第8章 行政運営（第20条―第30条）

第9章 魅力あるまちづくり（第31条）

第10章 安全で安心なまちづくり（第32条）

第11章 国、北海道、他の自治体等との連携及び協力（第33条・第34条）

第12章 条例の位置付け等（第35条・第36条）

附則

私たちのまち小樽は、四季の豊かな自然と、海、山、坂の変化のある地形を有しています。また、市内には北海道開拓の玄関口として栄えた小樽港を中心に、小樽運河、旧国鉄手宮線及び北海道産業の近代化に貢献した多くの歴史的建造物があり、情緒あるまちなみを形成しています。

小樽では、北海道の開拓期から先人たちによってまちの礎が築かれてきました。さらに、小樽運河をめぐる議論やまちなみを保全する取組など、市民を中心としたまちづくり活動が行われ、小樽を変える大きな力となりました。

私たちは、こうしたまちづくりに対して努力された方々の、郷土に対する思いや誇りを大切に後世に伝えていかななくてはなりません。

そしてこれから、誰もが安心して心豊かに暮らせる小樽をつくるためには、将来の世代に対する責任と自覚の下、私たち一人一人が世代を超えて、知恵を出し、お互いに支え合い、小樽への郷土愛を持ってまちづくりに取り組むことが必要です。

ここに私たちは、豊かで活力ある地域社会の実現を目指すため、市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、小樽市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民、議会及び市（市長その他の執行機関をいいます。

以下同じ。)が、互いの役割や責務を理解し合い、協働による小樽のまちづくりを進めるための基本となる事項を定め、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住所を有する者並びに市内において働く者、学ぶ者、事業活動を行う者（以下「事業者」といいます。）及び活動する団体をいいます。
- (2) 協働 市民、議会及び市が、それぞれの責務と役割を認識し、お互いを尊重しながら協力し行動することをいいます。
- (3) コミュニティ 地域を単位とする町内会、ボランティア団体その他の市民が心豊かに暮らすために主体的かつ自立的に活動する組織又は団体をいいます。
- (4) まちづくり 豊かで活力ある地域社会の実現のための公共的な活動をいいます。

第2章 まちづくりの基本原則

(情報の共有の原則)

第3条 市民、議会及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、情報を共有することを基本とします。

(参加及び協働の原則)

第4条 まちづくりは、市民の参加に基づいて進めることを基本とします。

- 2 市民、議会及び市は、それぞれがその役割に基づいて、協働してまちづくりを進めることを基本とします。

第3章 情報の共有

(情報の提供)

第5条 市は、市民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する必要な情報が生じた際は速やかに、分かりやすく市民へ提供するよう努めます。

(情報の公開)

第6条 議会及び市は、その保有する情報に関して、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。

- 2 議会及び市は、その保有する情報を適切に管理します。

(個人情報の保護)

第7条 議会及び市は、個人の権利利益の保護のため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別に条例で定めるところにより、個人情報の開示、訂正及び利用停止等について必要な措置を講ずるとともに、その保有する個人情報を適切に取り扱います。

第4章 参加及び協働

(市民参加の推進)

第8条 市は、市民が主体的かつ自主的にまちづくりに参加することができるよう市民参加のための仕組みの整備及び充実に努めます。

2 市は、まちづくりに関する政策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の意見が反映されるよう努めます。

3 市は、市民参加の仕組みを整備するに際し、参加する市民の年齢構成、男女比等について配慮します。

(協働によるまちづくりの推進)

第9条 市民、議会及び市は、この条例の目的を達成するため、互いの役割を認識し、支え合うことにより、協働によるまちづくりを推進します。

2 市は、協働によるまちづくりの実効性を高めるため、市民に対して、まちづくりに関する情報の提供、参加する機会の提供その他の必要な支援に努めます。

(コミュニティ)

第10条 市民、議会及び市は、コミュニティがまちづくりにとって重要であることを認識し、守り育てるものとします。

2 市は、コミュニティの主体性及び自立性並びに地域特性を尊重しながら、各コミュニティの情報交換のための体制整備、活動拠点の確保その他の必要な支援を行うよう努めます。

(住民投票)

第11条 市長は、市政に関する重要な事案について、直接、住民（市内に住所を有する者(法人を除きます。)をいいます。）の意思を確認するため、その事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定め、住民投票を実施することができます。

2 市は、住民投票の結果を尊重します。

第5章 市民

(市民の権利)

第12条 市民は、一人一人の自由意志に基づいて、まちづくりに参加することができます。

2 市民は、議会及び市が保有する情報について、知る権利を有します。

(市民の責務)

第13条 市民は、まちづくりについて関心を持ち、それぞれの可能な範囲において、まちづくりに参加するよう努めます。

2 市民は、まちづくりへの参加に際して、自らの発言及び行動に責任を持ち、互いに協力するよう努めます。

（事業者の権利及び責務）

第 14 条 事業者は、前 2 条に規定する権利及び責務を有するとともに、自らも地域の一員として、地域社会との調和を図り、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めます。

第 6 章 議会及び議員

（議会の役割及び責務）

第 15 条 議会は、市政の意思決定機関として、法令に定める権限を行使するほか、市政の適正な運営について監視及びけん制を行います。

2 議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、開かれた議会運営に努めます。

（議員の責務）

第 16 条 議員は、誠実に職務を遂行するとともに、小樽市の状況と地域の課題について市民とその認識を共有し、積極的に市民の様々な意向を把握することにより、これを議会での議論に反映させるよう努めます。

2 議員は、議会での議論及び政策立案活動の充実を図るため、調査研究に努めます。

第 7 章 市長及び職員

（市長の役割及び責務）

第 17 条 市長は、選挙によって選ばれた小樽市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。

2 市長は、小樽市の状況や課題について、市民とその認識を共有し、指導力を発揮して、まちづくりに取り組みます。

3 市長は、市民の代表として、小樽及び後志地域の魅力を認識し、国内外に発信します。

（職員の育成等）

第 18 条 市長その他の任命権者は、まちづくりの推進及び効果的かつ効率的な行政運営のため、人材の育成並びに職員の能力の評価及び適切な配置に努めます。

（職員の責務）

第 19 条 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得、技術の向上等の自己研さんに努めます。

3 職員は、自らも市民としての自覚を持ち、幅広い視野で積極的にまちづくりに参加するよう努めます。

4 職員は、市政に関する事実で、法令に違反し、市政に対する市民の信頼を

損なう行為により、公共の利益に反する事実を確認した場合は、別に条例で定めるところにより、その事実を通報します。

第8章 行政運営

(計画的な行政運営)

第20条 市は、最少の資源で最大の効果を発揮するなどの経営の視点を取り入れ、計画的な行政運営に努めます。

2 市は、将来的な展望に立って、市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画（以下「総合的な計画」といいます。）を策定します。

3 市は、総合的な計画の策定に際し、市民へ積極的に情報提供を行うとともに、市民の意見を反映するよう努めます。

4 市は、市政に関する計画及び施策を定める場合は、総合的な計画との整合性を図ります。

5 市は、総合的な計画の実施状況について、進行管理を行い、市民へ情報提供を行うとともに、社会状況に大きな変化があった場合は、必要に応じて総合的な計画の見直しについて検討します。

(財政運営)

第21条 市は、健全な財政運営を図るため、総合的な計画を踏まえながら中長期的な展望に立った予算編成に努めます。

2 市は、所管する公有財産について把握し、適正に管理するとともに、効果的な活用に努めます。

3 市は、財政の状況、予算及び決算の内容並びに公有財産の状況について、市民に分かりやすく情報を公表します。

(行政評価)

第22条 市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、行政評価に関する制度を整備し、実施するよう努めます。

2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、その結果及び市民の意見を踏まえ必要な施策の見直しに努めます。

(組織運営)

第23条 市は、市民ニーズや社会の変化に柔軟に対応するため、市民に分かりやすく、効果的かつ機能的な組織の編成に努めます。

2 市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、組織内の横断的な連携を積極的に進めます。

(委員の公募)

第24条 市は、審議会等を設置する場合は、公募による委員を加えるよう努めます。

(説明責任)

第25条 市は、実施する施策について、市民へ十分に情報を提供し、分かりやすく説明します。

2 市は、市民からの意見、提案、要望、苦情等について、十分に調査及び検討を行い、誠実に対応します。

(法務)

第26条 市は、必要に応じて、条例、規則等の制定又は改廃を適切に行うとともに、法令等の適正な解釈及び運用を行います。

(関与団体)

第27条 市は、出資、補助、職員の派遣等の支援を行う団体及び指定管理者に対して、これらの者が行う市と関連する業務の目的が達成されるよう、必要な意見を述べ、及び助言することができるものとします。

(行政手続)

第28条 市は、市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を別に条例で定めます。

(外部監査)

第29条 市は、適正で、効果的かつ効率的な行政運営を確保するため、監査委員による監査のほか、必要に応じて、外部監査を実施するものとします。

(公益通報制度)

第30条 市は、別に条例で定めるところにより、職員からの公益通報及び市民からの公益目的通報による市政に関する違法行為又は違法のおそれのある行為等に対し厳正に対処すべき体制を整えるとともに、当該通報者が不利益を受けないよう必要な措置を講ずるものとします。

第9章 魅力あるまちづくり

第31条 市民、議会及び市は、小樽が将来にわたってにぎわいがあり、風格ある観光都市としてあり続けるよう努めます。

2 市は、豊かな自然環境、歴史的景観等の小樽の特性を生かし、市民にも、訪れる人にも、魅力あるまちづくり施策の推進に努めます。

3 市民は、小樽の自然、歴史、文化等への理解を深めるとともに、訪れる人々を温かく迎えるよう努めます。

第10章 安全で安心なまちづくり

第32条 市は、市民が、それぞれの地域において安全で安心な生活が営めるよう、防犯活動、交通安全運動その他の安全で安心なまちをつくる取組（以下「安全で安心なまちづくり」といいます。）を推進するとともに、自然災害その他の不測の事態に備え、危機管理体制の整備を行います。

2 市は、前項の規定に関して、地域住民、関係機関等と連携し、協力するとともに、市民意識の向上に努め、必要な情報提供を行います。

- 3 市民は、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるとともに、日常的に災害に備える意識を高め、自ら防災対策を講ずるほか、互いに協力して地域の防災対策を進めるよう努めます。

第 1 1 章 国、北海道、他の自治体等との連携及び協力

(国、北海道及び他の自治体との連携及び協力)

- 第 3 3 条** 市は、まちづくりの課題解決のため、必要に応じて、国、北海道及び他の自治体と連携及び協力を図ります。

(関係機関との連携及び協力)

- 第 3 4 条** 市は、政策の立案、課題の解決及び特色あるまちづくりのため、必要に応じて、関係機関と連携及び協力を図り、その情報、知識等をまちづくりに生かすよう努めます。

第 1 2 章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

- 第 3 5 条** 市は、まちづくりの推進のため、条例、規則等の制定又は改廃並びにまちづくりに関する計画の策定及び施策の実施に際して、この条例を最大限尊重し、この条例との整合性を図ります。

(条例の見直し)

- 第 3 6 条** 市は、この条例の施行の日から、5 年を超えない期間ごとに、この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討します。
- 2 市は、前項の規定による検討により、必要に応じて、この条例を見直します。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、公布の日から施行する。

【資料】 小樽市自治基本条例 制定までの経過

1 小樽市自治基本条例(仮称)庁内研究会(平成21年1月発足)

- 市長への報告(平成21年10月30日)

2 小樽市自治基本条例懇話会(平成22年1月発足)

- ◎設置目的 自治基本条例に盛り込むべき内容の骨子、小樽市自治基本条例策定委員会における進め方や市民周知の方法等を検討し提言書を作成して市長に提出
- 懇話会委員 学識経験者、市内団体5名で構成
- 設置期間 平成22年1月～4月
- 懇話会の開催 全5回
- 市長への提言書の提出(平成22年4月26日)

3 小樽市自治基本条例策定委員会(平成22年8月発足)

- ◎設置目的 自治基本条例案を検討し市長に提言、市民に対する自治基本条例の周知
- 策定委員 学識経験者、市内団体、一般公募、学生 12名で構成
- 設置期間 平成22年8月～平成24年10月
- 策定委員会等の開催
 - 策定委員会 全26回開催
 - 策定部会 全15回開催
- 自治基本条例の市民周知
 - ・平成23年2月23日(水)、3月2日(水) まちづくりワークショップ開催
 - ・平成23年10月26日(水) まちづくりフォーラム開催
 - ・平成24年10月11日(木) まちづくり提言フォーラム開催
- 市長への提言書の提出(平成24年10月4日)

4 小樽市自治基本条例(原案)の策定

- 小樽市自治基本条例策定委員会からの提言書を基に原案策定

5 パブリック・コメント実施(平成25年6月10日～平成25年7月10日)

6 小樽市自治基本条例案の決定

7 平成25年第3回定例会に自治基本条例案を提出(同年第4回定例会で議決)

条例施行(平成26年4月1日)

小樽市自治基本条例の考え方

平成 26 年 4 月作成

令和 6 年 10 月改定

■小樽市総合政策部企画政策室

〒047-8660 小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号

電話 0134-32-4111 内線 271、 ファクス 0134-22-6727

e-mail kikaku@city.otaru.lg.jp

■小樽市自治基本条例のホームページ

http://www.city.otaru.lg.jp/sisei_tokei/koso_keikaku/keikaku_itiran/jitikihon/